

富士のふもとの大博覧会 2020 充実生活エリア出展規定 (抜粋)

開催概要

- 開催日時： 2020年5月23日(土)・24日(日) 10:00~16:00
- 開催場所： 富士市産業交流展示場「ふじさんめっせ」
- エリア構成： ① 富士のふもとのグルメフェア 23日：グルメコンテスト開催
② 富士のふもとの厳選食財 ③ 富士山ネットワーク会議 各市町PRブース
(①~③は富士山ネットワーク会議主催)
④ 富士のふもとの充実生活(ふじさんめっせ主催) ⑤屋内ステージ
- 共催： 富士山ネットワーク会議・ふじさんめっせ (Fメッセ共同事業体)
- 事務局： 富士山ネットワーク会議 富士市 産業経済部 商業労政課
TEL: 0545-55-2907 FAX: 0545-51-1997
ふじさんめっせ (Fメッセ共同事業体) 担当：三國・篠木
TEL: 0545-65-6000 FAX: 0545-65-5810 URL: www.fujisanmesse.com
Mail: hakurankai@fujisanmesse.com

スケジュール

- 搬入： 5月22日(金) 9:00~17:00 許可された搬入車輛の展示場内への進入可
5月23日(土)・24日(日) 8:00~9:30 展示場内への搬入車輛の進入不可
ロータリー 及び 屋外展示場入口での資材等の積み降ろしは9:00まで
会期中の資材等の搬入は指定された場所でのみ
- 本番： 5月23日(土)・24日(日) 10:00~16:00
- 搬出： 5月24日(日) ご来場者がすべてお帰りになった後~18:00
安全確認後~18:00まで、許可された搬出車輛のみ会場への進入可

注意事項

- 机、パネル等の貸出備品に釘や画鋏などを直接打ち込むことはできません。粘着性の弱いテープ等をご使用いただき、塗装を剥がしたり、粘着物を残したりしないで下さい。
- 展示物や装飾物は自立構造として下さい。パネルや備品等に取り付けることは禁止とします。
- 加熱調理を行う場合、主催者の用意する机と、コンロ・ホットプレート等の間に断熱材等を敷いて下さい。また、展示場内においてはブルーシートなど(防炎加工を施してあるもの)を敷き、床の汚損を防いで下さい。床が汚損した場合、出展者の責任において、清掃を行って下さい。
- 装飾などを行った場合は、撤去時に全て原状回復を行って下さい。破損や著しい汚損については弁償していただく場合もあります。ご注意下さい。
- 裸火の使用、ガスボンベ等の危険物の持込、車輛展示には消防署への届け出が必要となります。該当する出展社は「7 危険物・可燃物持込申請書」を提出し、消火器を持参して下さい。
- 台車で運搬できる程度のサイズの展示物や備品の場合、展示場内へ車輛を進入させず、駐車スペースから直接運んでいただく方が、スムーズな搬入が行えます。尚、台車は各出展者でご用意下さい。
- 出展者は、小間内に常時1名以上の説明員を置いて、来場者の対応や小間内の管理を行って下さい。
- 来場者の列の整理をするなど、隣接する小間への影響を考慮した運営を行って下さい。
- 搬入出経路の案内は、後日送付の「駐車許可証」に記載されています。進入時および場内では、警備員の指示に従って下さい。また、駐停車中はエンジンを切って下さい。
- 宅配便にて会場に荷物を送る際は、各出展者とも自社小間で荷受して下さい。事務局による一時預かりは一切いたしません。また、必ず日時指定を行い、担当者による荷受を行って下さい。
- 搬入出時に残材や廃棄物などは、会場内に放置せず各自にてお持ち帰り下さい。放置された廃棄物などの処分に必要な費用は、後日ご請求させていただくことになりますので、ご注意下さい。

電気供給について

電気供給が必要な出展者に有料にて手配します。発電機等の持込・使用は禁止としますので、電気供給の必要な出展者は、提出書類「3 ブース施工届出書」にて3月10日(火)までに事務局へお申込下さい。

<電気工事 及び 使用電気料について>

単相 100V コンセント 2口 1kw につき ￥11,000(税込)

単相・三相 200V 1kw につき ￥16,500(税込)

※ 使用製品のコンセントキャップの形状が、一般的な家庭用のものと異なる場合、形状をお知らせ下さい。

試食・試飲・食品の配布など

試食・試飲とは、展示または紹介している出品物を、その場で一定量以下の条件で飲食させる行為を指します。一定量とは、液体であれば30cc以下、固形物であれば30～50g以下が目安となります。

試飲・試食および食品の配布を行う出展者は、保健所への申請が必要となります。希望する出展者は「4 食品取扱申請書」にて3月10日(火)までに事務局へ申請を行って下さい。

<試食・試飲についての禁止行為>

- 生の食材(生魚・生肉・牛乳・乳製品・生卵等)を試食させることはできません。
- 加熱済みの肉類などであっても、会場内でカットすることはできません。カット・加工済みの食品を持ち込んで下さい。
- その場で調理が必要なものは原則として試飲・試食させることはできません。該当する出展者は、事務局にご相談下さい。
- 試飲・試食させることができるのは、食品関係営業許可を得ている工場や店舗で製造・加工した食品に限ります。

食品の販売など

食品販売を行うことができるのは、食品関係営業許可を得ている工場等で製造・加工した物品、および露店商許可証保持者の会場内加熱調理食品に限ります。適正温度での管理をして下さい。

食品の販売を行う出展者は、保健所への申請が必要となります。「4 食品取扱申請書」にて3月20日(金)までに事務局へ申請を行って下さい。

<食品の販売についての禁止行為>

- 生の食材(生魚・生肉・牛乳・乳製品・生卵等)を販売することはできません。
- 加熱済みの肉類などであっても、会場内でカットすることはできません。カット・加工済みの食品を持ち込んで下さい。
- 会場内において調理(加熱処理)する場合、露店商許可証が必要です。
- 食品の販売は、食品関係営業許可を得ている工場や店舗で製造・加工した食品に限られるため、許可を保持しない個人・団体の食品販売はできません。

<衛生管理に関する設備>

食品の提供形態によっては、保健所の指導により以下の設備が必要になることがあります。

なお、以下の設備は事前申請により、ブース内の工事は主催者にて行います(有料)。

- ・ 流 し： 給排水完備で 45 cm×26 cm以上
- ・ 手 洗 い： 給排水完備で 36 cm×28 cm以上
- ・ 消毒設備： 逆性石鹼液等の、手洗い消毒液を入れておくこと